

=====

えのこdeマルシェ出店要項 (2018年10月版)

=====

大阪府立江之子島文化芸術創造センター[enoco]では、地域にひらかれた施設をめざし、地域市民やクリエイターとの交流の機会として、マルシェ事業[えのこdeマルシェ]を開催いたします。

本事業は、enocoとクリエイターによる共同企画で実施され、取り扱うテーマや商品・空間が毎回ガラッと変化します。また会場では、様々なイベントや交流プログラムが同時多発的に開催され、多様な楽しみ方や関わり方を選ぶことができます。出店者の皆様と共に、クリエイティブな企画と空間を作りあげていきたいと考えていますので、本企画にご賛同いただける出店者を募集します。

下記の規定をご確認の上、遵守いただきますようよろしくお願いいたします。

▼マルシェ概要

イベント名：えのこdeマルシェ

会場：大阪府立江之子島文化芸術創造センター[enoco]屋外駐車場（大阪市西区江之子島2丁目1番34号）

問い合わせ（主催）：enoco

担当：企画部門 吉原和音

（メール）art@enokojima-art.jp / （電話）06-6441-8050

▼出店規定

1. 出店料は1団体（1箇所1日）500円（税込）です。
2. テーブル、椅子を各1台まで無料でお貸出しします（机サイズ(mm)：910×1210、910×910等）。
3. 過度の香りや煙の出る販売物や、大音量の出店等、周囲へのご迷惑になる行為はご遠慮願います。
4. 駐車場はございません。搬入出の際に一時的に駐車は可能です。
5. 出店にともなうゴミ類についてはすべて出店者がお持ち帰りください。ゴミの収集はありません。
6. 出店場所は主催者で決定し指定いたします。また、決定後も何らかの理由で出店場所の変更が必要になった場合は移動をお願いすることがあります。
7. 飲食物の販売を希望される方は、営業許可証と加入している保険のコピーを主催者へ事前提出、イベント中にはテント内へ掲示をお願いします（現地での調理行為ありの飲食店営業の場合は、露店営業許可申請書等を取得されている方のみ出店可能です）。※後述に詳細記載しています。
8. 食品には必ず、食品衛生法に準ずる表記を行ってください。万が一のトラブル（食中毒やアレルギー等）の場合の責任は出店者になり、主催者は、その責任の一切を負いません。※後述に詳細記載しています。
9. 火器使用に関して
屋外の場合：出店者でご用意ください。火器（コンロ、プロパンガス、発電機）を使用される場合は、必ず事前にご相談ください。また、電気使用はできません。
屋内の場合：火器は使用できません。電気コンロなどをご用意ください。
10. 販売内容に関しては予めご申請頂き、内容によりご遠慮して頂く場合もございますことご了承お願い致します。
11. 敷地内は禁煙です。
12. 暴力団の利益になるような団体の方には出展をお断りしています。

★飲食物販・営業についてのお願い

飲食物販・飲食営業は下記書類と備品の用意が必須です。また、下記書類を主催者まで事前に確認・提出していただく場合があります。また、イベント開催時にはテント内への掲示をお願いします。

【飲食物販（屋内・屋外営業、現地での調理行為なし）の場合】

1. 営業、製造許可書
2. 加入保険
3. 食品衛生法に準ずる表記

品名	ビスケット
原材料名	小麦粉、砂糖、ショートニング、バター、卵白、チーズパウダー、ホエイパウダー、食塩、膨脹剤、香料、乳化剤（大豆由来）
内容量	80g
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
品質保持期限	02.06.30
製造者	〇〇食品（株） 東京都千代田区霞が関1-2-2

は、食品衛生法による記載。

参考：厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/12/s1211-8b1.html>

【飲食営業（屋外営業、現地での調理行為あり）の場合】

下記の書類・申請・備品のご用意をお願いいたします。屋外でのみ営業可能です。

1. 営業許可書
2. 加入している保険のコピー
3. 露店営業許可書 または、車両営業許可書
4. 消火器

★保健所で認められた現地調理に必要な環境・器材は下記の通りです。

三方囲いと屋根つきの建屋、洗浄排水設備（ポリタンク、ポリバケツ等）・200給水タンク、廃棄物容器（フタ付きポリバケツ等）、器具類を収納する箱（棚）、調理台、手指用の消毒剤、手袋、冷蔵庫（肉・魚・卵等、冷温保存の必要な材料を調理する場合）

※調理材料等の詳細に関してのお問い合わせは、大阪市保健所西部生活衛生監視事務所（港区役所内4F）（06-6576-9240）までお問い合わせください。

【各種書類入手方法】

★実施2週間前までに手続きを行ってください。申請用紙はインターネットからダウンロードもしくは、大阪市保健所西部生活衛生監視事務所まで受け取りをお願いします。

- ・HPより各書類をダウンロード <http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004299.html>
- ・港区役所 〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25港区役所4階 TEL 06-6576-9240

※memo:露店営業申請に必要な書類（許可申請書1通、営業設備の概要2通、許可申請手数料、申請者が法人の場合、登記簿謄本または抄本）

▼選定について

甲賀雅章（江之子島文化芸術創造センター館長）、およびスタッフによる書類審査会を実施の上、決定いたします。※企画内容について、問い合わせをさせていただく場合がございます。

《審査項目》企画テーマに沿った提案となっているか。作品や活動内容の発表を主たる目的としているか。出店品目・内容にデザイン的な工夫、オリジナリティはあるか。等。それぞれの項目を点数により評価。この規程に関わらず、enocoが特別の理由があると認めるときは、内容を個別に決定します。

▼天候について

小雨決行、荒天の場合は中止とさせていただきます。中止の場合は、前日の18時時点の予報で判断し、ホームページにて告知いたします。

※不測の事態が生じた場合は、主催者によりイベント内容の変更・中止・一時中断などの判断をさせていただきます。出店者はこの判断に従うものとし、主催者はこれによって生じた出店者及び関係者の損害を補填いたしません（暴風・暴雨・雷などの警報や注意報、火災・地震等の場合）。

【お問い合わせ先】 enoco（担当：企画部門 吉原和音）

（メール）art@enokojima-art.jp（電話）06-6441-8050

※電話お問い合わせ受付：水曜日、金曜日～日曜日 14:00～18:00